



# なくそう ハラスメント

介護サービス利用者や  
その家族等のみなさまへのお願い


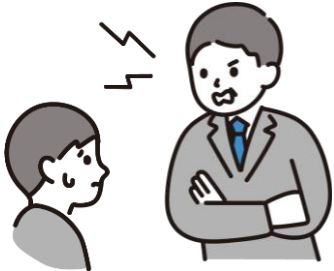




一部の利用者やその家族等から介護サービス事業所の職員へのハラスメントが問題になっています。介護サービス事業所の職員へのハラスメントは、かかわった職員への心身に悪影響を及ぼします。さらに、利用者及びその家族等との信頼関係が損なわれ、より良い介護サービスの提供を困難にし、状況によってはサービス提供ができなくなる場合があります。

職員が安心して働ける環境を整えることは、より良いサービス提供の継続につながりますので、ご理解とご協力をお願いします。

どのような行為がハラスメントに該当するかは、裏面をご確認ください。

## ハラスメントの具体例

分類	内容	具体例
身体的暴力	身体的な力を使って 危害を及ぼす行為（又は その恐れのある行為）	たたく、ける、つねる、ひっかく、 つばを吐く、 ものを投げる 
精神的暴力	個人の尊厳や人格を 言葉や態度によって 傷つけたり、 おとしめたりする行為	大声を発する、威圧的な態度で 接する、理不尽なサービスを 要求する、無視する、 特定の職員に 嫌がらせ をする 
セクシュアル ハラスメント	性的いやがらせ行為 	必要もなく職員の体をさわる、 抱きしめる、不快感を与える性的 な言動をする、わいせつな図画を 見せる
その他 	悪質なクレームや ストーカー行為など	特定の職員につきまとう、長時間 又は頻回の電話、理不尽な苦情の 申し立て

※以下の言動は、ハラスメントではないとされています。

- ①認知症等の病気等又は障害の症状として現れた言動
- ②料金の滞納（滞納自体は債務不履行の問題）
- ③苦情の申し立て

※厚生労働省 介護現場におけるハラスメント事例集（令和3年3月）、介護現場におけるハラスメント対策マニュアル（令和4年3月）等を参考にして作成しています。